

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 消費税と少額の減価償却資産

Q：取得価額が20万円未満の減価償却資産は全額損金になるということですが、判定において消費税は含めるのでしょうか。

A：法人が取得価額20万円未満の減価償却資産を購入し事業の用に供した場合には、少額の減価償却資産として損金経理をすることにより損金の額に算入することが認められています。

取得価額が20万円未満であるかどうかは、法人が適用している税抜経理方式又は税込経理方式に応じ、その適用している方式により算定した取得価額により判定します。

つまり、税抜経理方式を適用している場合には、消費税は仮払消費税とされるため、資産の取得価額は構成しません。一方、税込経理方式を適用している場合は、消費税は資産の取得価額の一部を構成することになります。

例えば、減価償却資産の金額が19万9千円（税抜金額）である場合、税抜経理方式を採用している会社ですと損金算入が認められますが、税込経理方式を採用している会社ですと、取得価額は消費税込で204,970円となり少額減価償却資産に該当しないこととなります。

なお、免税事業者は、税込経理方式により消費税の処理を行わなければなりませんので、税抜経理方式を採用することはできません。

